

令和 7 年 1 2 月 定例会

## 議 案 説 明 資 料

## 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 7 年度 1 2 月 補正予算等関係)

総 務 部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和7年12月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課 統計課 教育学術課 行政体制整備局 人事企画課	3 4 5 6 7
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		12
	4 継続費に関する調書	総務課	13
	5 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	14
第2号	令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計 補正予算（第1号）		
	1 歳入予算事項別明細書		15
	2 補正予算説明資料	総合事務センター 庶務集中課	16
	3 歳出事項別明細書		17

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第14号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	行政体制整備局 人事企画課	19

## 補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,340,942	45,800	3,386,742				45,800	
統計課	581,797	9,818	591,615	9,818				
教育学術課	4,303,259	43,970	4,347,229	12,371			31,599	
行政体制整備局 人事企画課	1,561,257	2,805,700	4,366,957				2,805,700	
合計	10,972,232	2,905,288	13,877,520	22,189			2,883,099	

【説明】

＜総務部の主な事業＞

【総務課】 ・県庁舎設備管理事業(継続費)(45,800千円)

【人事企画課】 ・(新)職員人件費(2,805,700千円)

## 令和7年度一般会計補正予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 7目 財産管理費

総務課 (内線: 7773)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県庁舎設備管理事業（継続費）	$\begin{pmatrix} \text{継続費} \\ 0 \end{pmatrix}$	$\begin{pmatrix} \text{継続費} \\ 114,532 \end{pmatrix}$	$\begin{pmatrix} \text{継続費} \\ 114,532 \end{pmatrix}$				$\begin{pmatrix} \text{継続費} \\ 114,532 \end{pmatrix}$	
トータルコスト	補正前: 110,447千円 (3.0人)、補正: 49,744千円 (0.5人)、計: 160,191千円 (3.5人)							

#### 1 事業の目的、概要

議会棟別館の屋上防水改修工事及び高圧ケーブル更新工事を行う。また、工期が令和8年度に跨るため継続費を設定する。

#### 2 主な事業内容

	細事業名	年割		合計
		令和7年度	令和8年度	
1	県庁議会棟別館屋上防水改修工事 ・改修から16年経過し防水層の劣化により既存防水層内への雨水進入・雨漏りが発生しているため、屋上防水の全面改修を行う。	39,270 (前金相当額)	58,916	98,186
2	県庁議会棟別館高圧ケーブル更新工事 ・改修から27年経過しケーブルの絶縁不良により停電に至る恐れがあるため、第二庁舎から議会棟別館の高圧耐火ケーブルの全面更新を行う。	6,530 (前金相当額)	9,816	16,346
	合計	45,800	68,732	114,532

## 令和7年度一般会計補正予算説明資料

### 2款 総務費

#### 7項 統計調査費

2目 基本統計費・3目 労働統計費・4目 農林水産統計費・6目 教育統計費・7目 国勢調査費

(単位：千円)

統計課 (内線：7588)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
統計調査	385,305	9,818	395,123	9,818				
トータルコスト	補正前：472,148千円 (12.5人)、補正：10,607千円 (0.1人)、計：482,755千円 (12.6人)							

### 1 事業の目的、概要

各種行政施策や法定人口等の基準となる基礎資料を得るため、国（総務省）の委託を受けて、令和7年国勢調査（全数調査）、令和7年国勢調査事後調査（抽出調査）等を実施する。

### 2 主な事業内容

令和7年国勢調査について、国から交付される委託費（主に市町村委託費）が追加交付されたことに伴い増額補正を行うもの。

#### <国勢調査>

我が国に常住するすべての人・世帯を対象とする全数調査であり、国の最も基本的で重要な統計調査として実施する。（5年周期）

- ・調査期日：令和7年10月1日（水）
- ・調査対象：県内に常住するすべての人・世帯/約22万世帯

## 令和7年度一般会計補正予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

教育学術課 (内線: 7841)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学支援金支給等事業	1,384,039	24,742	1,408,781	12,371				12,371
トータルコスト	補正前: 1,394,211千円 (1.8人) 、補正: 25,531千円 (0.1人) 、計: 1,419,742千円 (1.9人)							

### 1 事業の目的、概要

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、授業料等を補助（学校の代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### 2 主な事業内容

高等教育の修学支援新制度において、令和7年度から多子世帯への支援が所得制限なしで拡充されたが、対象学生数の実績見込が当初予算で想定していた人数を上回るため、私立専門学校授業料等減免費交付金の増額補正を行う。

区分	内容	予算額
私立専門学校授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）	対象の専修学校（専門課程）に通う学生の家庭の教育費負担を軽減する。（財源：国1/2、県1/2） 【支給額（1人当たり）】 ・入学金 上限額160,000円 ・授業料 上限額590,000円	24,742

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

##### 2目 計画調査費

教育学術課 (内線: 7814)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	625,946	19,228	645,174					19,228
トータルコスト	補正前: 633,833千円 (1.0人) 、補正: 20,017千円 (0.1人) 、計: 653,850千円 (1.1人)							

### 1 事業の目的、概要

公立鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部を運営費交付金等として交付する。

### 2 主な事業内容

高等教育の修学支援新制度において、令和7年度から多子世帯への支援が所得制限なしで拡充されたが、公立鳥取環境大学における対象学生数の実績見込が当初予算で想定していた人数を上回るため、授業料等減免費交付金の増額補正を行う。（県・鳥取市折半）

区分	内容	予算額
授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）	公立鳥取環境大学に通う学生の家庭の教育費負担を軽減する。 【支給額（1人当たり）】 ・入学金 上限額282,000円 ・授業料 上限額535,800円	19,228

## 令和7年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費  
1項 総務管理費  
1目 一般管理費

人事企画課 (内線: 7418)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職員人件費	0	2,805,700	2,805,700				2,805,700	

### 1 事業の目的、概要

令和7年人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、一般職員、会計年度任用職員等の給与費を増額とともに、知事等特別職の給与費を一般職員に準じて増額する。

### 2 主な事業内容

区分	事業内容	補正額
職員人件費	一般職の給与費の増額	2,803,000
特別職人件費	知事・副知事等に係る給与費の増額	2,700
	計	2,805,700

<参考>補正前予算額（退職手当を除く一般会計計） 89,787,967千円

### 【参考】 給与改定の内容

#### 1 一般職員等の給与改定

- (1) 給料表を改定する。（行政職で平均3.1%の引き上げ）
- (2) 期末勤勉手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。（現行 4.35月／年 → 4.45月／年）
- (3) 会計年度任用職員の報酬について、一般職員に準じて改定する。
- (4) 会計年度任用職員の期末勤勉手当について、一般職員の期末勤勉手当の改定率に準じて年0.1月分引き上げる。（現行 3.85月／年 → 3.95月／年）

#### 2 特別職の給与改定

- (1) 給料月額を3.1%引き上げる。
- (2) 期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。

3 適用日 令和7年4月1日

## 令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費					
				補正前	補正額	補正後	1目 一般管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前
1 報酬	204,335	241,000	445,335	155,701	241,000	396,701	149,385	241,000	390,385
2 給料	1,165,296	1,242,500	2,407,796	1,039,984	1,242,500	2,282,484	1,039,984	1,242,500	2,282,484
3 職員手当等	2,728,580	752,200	3,480,780	2,658,242	752,200	3,410,442	1,263,122	752,200	2,015,322
4 共済費	443,524	570,000	1,013,524	397,907	570,000	967,907	397,907	570,000	967,907
5 災害補償費	300		300	300		300			
6 恩給及び退職年金	4,234		4,234	4,234		4,234			
7 報償費	32,506		32,506	23,505		23,505	181		181
8 旅費	52,724	305	53,029	47,195		47,195	12,102		12,102
費用弁償	7,679		7,679	7,162		7,162	6,092		6,092
普通旅費	41,335	305	41,640	37,194		37,194	6,010		6,010
特別旅費	3,710		3,710	2,839		2,839			
9 交際費	1,100		1,100	1,100		1,100	1,100		1,100
10 需用費	231,432		231,432	218,666		218,666	8,738		8,738
11 役務費	101,778		101,778	86,092		86,092	6,509		6,509
12 委託料	1,134,557	9,504	1,144,061	816,865		816,865	12,940		12,940
13 使用料及び賃借料	103,888	9	103,897	98,694		98,694	5,766		5,766
14 工事請負費	335,541	45,800	381,341	335,541	45,800	381,341			
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	1,669		1,669	1,669		1,669	389		389
18 負担金、補助及び交付金	4,427,403	43,970	4,471,373	3,779,908	24,742	3,804,650			
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800			
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	10,970,667	2,905,288	13,875,955	9,667,403	2,876,242	12,543,645	2,898,123	2,805,700	5,703,823
財	国庫支出金	1,913,546	22,189	1,935,735	1,390,600	12,371	1,402,971		
源	地方債	50,000		50,000	43,000		43,000		
内	その他の	596,917		596,917	228,958		228,958	55,584	55,584
訳	一般財源	8,410,204	2,883,099	11,293,303	8,004,845	2,863,871	10,868,716	2,842,539	5,648,239

## 令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
	7目 財産管理費			8目 私立学校振興費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報酬	64		64	424		424	2,375		2,375
2 給料							35,244		35,244
3 職員手当等							19,608		19,608
4 共済費							12,698		12,698
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	110		110	16,315		16,315	1,245		1,245
8 旅費	2,084		2,084	894		894	526		526
費用弁償	70		70	410		410	72		72
普通旅費	1,874		1,874	404		404	258		258
特別旅費	140		140	80		80	196		196
9 交際費									
10 需用費	194,952		194,952	100		100	728		728
11 役務費	24,231		24,231	70		70	463		463
12 委託料	537,745		537,745	9,154		9,154	460		460
13 使用料及び賃借料	64,663		64,663	47		47	640		640
14 工事請負費	335,541	45,800	381,341						
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金	59,318		59,318	3,625,844	24,742	3,650,586	647,480	19,228	666,708
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	1,218,708	45,800	1,264,508	3,652,848	24,742	3,677,590	721,467	19,228	740,695
財	国庫支出金	5,975		5,975	1,384,625	12,371	1,396,996		
源	地方債	25,000		25,000				7,000	7,000
内	その他	122,637		122,637	415		415	367,770	367,770
訳	一般財源	1,065,096	45,800	1,110,896	2,267,808	12,371	2,280,179	346,697	19,228
									365,925

## 令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総 務 費								
	2項 企画費			7項 統計調査費					
	2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後	7目 国勢調査費		
	補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後
1 報 酬				46,259		46,259	144		144
2 給 料				90,068		90,068			
3 職員手当等				50,730		50,730			
4 共 濟 費				32,919		32,919			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	1,245		1,245	7,756		7,756	523		523
8 旅 費	454		454	5,003	305	5,308	2,091	305	2,396
費用弁償				445		445	17		17
普通旅費	258		258	3,883	305	4,188	2,014	305	2,319
特別旅費	196		196	675		675	60		60
9 交 際 費									
10 需 用 費	728		728	12,038		12,038	6,347		6,347
11 役 務 費	463		463	15,223		15,223	10,095		10,095
12 委 託 料	460		460	317,232	9,504	326,736	309,425	9,504	318,929
13 使用料及び賃借料	640		640	4,554	9	4,563	2,380	9	2,389
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金	647,480	19,228	666,708	15		15			
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	651,470	19,228	670,698	581,797	9,818	591,615	331,005	9,818	340,823
財	国 庫 支 出 金			522,946	9,818	532,764	331,005	9,818	340,823
源	地 方 債	7,000		7,000					
内	そ の 他	367,751		367,751	189		189		
訳	一 般 財 源	276,719	19,228	295,947	58,662		58,662		

## 令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款項目	総務部合計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	204,335	241,000	445,335	
2 給料	1,165,296	1,242,500	2,407,796	
3 職員手当等	2,728,580	752,200	3,480,780	
4 共済費	443,524	570,000	1,013,524	
5 災害補償費	300		300	
6 恩給及び退職年金	4,234		4,234	
7 報償費	32,506		32,506	
8 旅費	52,724	305	53,029	
費用弁償	7,679		7,679	
普通旅費	41,335	305	41,640	
特別旅費	3,710		3,710	
9 交際費	1,100		1,100	
10 需用費	231,432		231,432	
11 役務費	101,778		101,778	
12 委託料	1,136,122	9,504	1,145,626	
13 使用料及び賃借料	103,888	9	103,897	
14 工事請負費	335,541	45,800	381,341	
15 原材料費				
16 公有財産購入費				
17 備品購入費	1,669		1,669	
18 負担金、補助及び交付金	4,427,403	43,970	4,471,373	
19 扶助費				
20 貸付金				
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積立金				
25 寄附金				
26 公課費				
27 繰出金				
予備費				
計	10,972,232	2,905,288	13,877,520	
財	国庫支出金	1,913,546	22,189	1,935,735
源	地方債	50,000		50,000
内	その他	596,917		596,917
訳	一般財源	8,411,769	2,883,099	11,294,868

**節 の 明 細**

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
8目 私立学校振興費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金 24,742
2項 企画費	
2目 計画調査費	
負担金、補助 及び交付金	授業料等減免費交付金(修学支援新制度分) 19,228

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加分

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源						
					特定財源	国庫支出金	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	%	
2総務費	1総務管理費	県庁舎設備管理事業費 (県庁議会棟別館屋上防水改修工事)	7	39,270					千円	千円	千円	千円	千円	40.0
			8	58,916					39,270	58,916			58,916	60.0
			計	98,186					98,186			39,270	39,270	100.0
		県庁舎設備管理事業費 (県庁議会棟別館高压ケーブル更新工事)	7	6,530					6,530			6,530	6,530	39.9
			8	9,816					9,816				9,816	60.1
			計	16,346					16,346			6,530	6,530	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和7年度 県庁舎管理事業	総務課	千円 340,143		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 340,143	千円	千円	千円	千円 340,143 県庁舎清掃業務 委託、県庁舎警 備業務委託	
令和7年度 県庁舎設備管理事業	総務課	千円 230,514			令和8年度から 令和10年度まで	千円 230,514				千円 230,514 県庁舎電気・機 械設備・建築設 備保守委託	
令和7年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	千円 196,296			令和8年度から 令和10年度まで	千円 196,296	1,680			千円 194,616 自家用電気工作 物保守業務 等	

## 令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入補正予算事項別明細書

## 歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金額	
1 紙与等振替収入			千円 28,593,670	千円 840,000	千円 29,433,670		千円	
	1 紙与等振替収入		28,593,670	840,000	29,433,670			
	1 紙与等 振替収入		28,593,670	840,000	29,433,670	1 紙与等 振替収入	840,000	
歳 入 合 計			28,593,670	840,000	29,433,670			

## 令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算説明資料

### 1款 紙与費

#### 1項 紙与費

庶務集中課（内線：7495）

#### 1目 紙与費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	28,593,670	840,000	29,433,670			〈給与等振替収入〉 840,000		

#### 1 事業の目的、概要

令和7年人事委員会勧告を踏まえた給与改定により、一般職員等に係る給与費が増額されたことに伴い、特別会計の増額補正を行う。

※特別会計対象職員：特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等

## 令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款項目 節	1款 紙与費								
				1項 紙与費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	2,714,167	120,000	2,834,167	2,714,167	120,000	2,834,167	2,714,167	120,000	2,834,167
2 紙料	11,656,411	326,000	11,982,411	11,656,411	326,000	11,982,411	11,656,411	326,000	11,982,411
3 職員手当等	9,512,394	224,000	9,736,394	9,512,394	224,000	9,736,394	9,512,394	224,000	9,736,394
4 共済費	4,607,738	170,000	4,777,738	4,607,738	170,000	4,777,738	4,607,738	170,000	4,777,738
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費									
8 旅費	102,960		102,960	102,960		102,960	102,960		102,960
費用弁償	102,960		102,960	102,960		102,960	102,960		102,960
普通旅費									
特別旅費									
9 交際費									
10 需用費									
11 役務費									
12 委託料									
13 使用料及び賃借料									
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金									
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄付金									
26 公課費									
27 緑出金									
予備費									
計	28,593,670	840,000	29,433,670	28,593,670	840,000	29,433,670	28,593,670	840,000	29,433,670
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	28,593,670	840,000	29,433,670	28,593,670	840,000	29,433,670	28,593,670	840,000
	緑入金								

## 令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款項目	合計		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	2,714,167	120,000	2,834,167
2 給料	11,656,411	326,000	11,982,411
3 職員手当等	9,512,394	224,000	9,736,394
4 共済費	4,607,738	170,000	4,777,738
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 報償費			
8 旅費	102,960		102,960
費用弁償	102,960		102,960
普通旅費			
特別旅費			
9 交際費			
10 需用費			
11 役務費			
12 委託料			
13 使用料及び賃借料			
14 工事請負費			
15 原材料費			
16 公有財産購入費			
17 備品購入費			
18 負担金、補助及び交付金			
19 扶助費			
20 貸付金			
21 補償、補填及び賠償金			
22 償還金、利子及び割引料			
23 投資及び出資金			
24 積立金			
25 寄付金			
26 公課費			
27 緑出金			
予備費			
計	28,593,670	840,000	29,433,670
財	国庫支出金		
源	地方債		
内	その他の	28,593,670	840,000
訳	緑入金		29,433,670

条例名等	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																																						
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b> 令和7年10月8日に行われた鳥取県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」を踏まえ、一般職の職員の給与等の改定を行うとともに、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事等特別職の職員の給与について一般職の職員に準じて改定を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例等の一部改正</p> <p>ア 民間給与との均衡を図るため給料表を改定し、全職員の給料表の水準を引き上げる。 (行政職で平均3.1%の引き上げ)</p> <p>イ 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当額の支給月額の上限を引き上げる。</p> <p>ウ 一般職の期末手当の支給割合を年0.025月分、勤勉手当の支給割合を年0.075月分引き上げる。 (計0.1月分の引上げ)</p> <p>(ア) 令和7年12月期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R7.6月</th> <th>R7.12月</th> <th>R7.6月</th> <th>R7.12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正案</td> <td>1.25月</td> <td>1.275月</td> <td>0.925月</td> <td>1.000月</td> <td>年 4.45月</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>1.25月</td> <td>1.25月</td> <td>0.925月</td> <td>0.925月</td> <td>年 4.35月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 令和8年度以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正案</td> <td>1.2625月</td> <td>1.2625月</td> <td>0.9625月</td> <td>0.9625月</td> <td>年 4.45月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 一般職の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.031月分、勤勉手当の支給割合を年0.069月分引き上げる。 (計0.1月分の引上げ) ※期末手当 年2.21月→2.241月、勤勉手当 年1.64月→年1.709月</p> <p>オ 通勤手当について、交通用具使用者等で駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給する。 ※国準拠 (現行 1月につき1,000円 (交通用具使用者))</p> <p>カ へき地学校に準ずる学校への採用に伴って住居を移転した職員に対して、新たにへき地手当を支給する。 ※国準拠</p> <p>キ 準特地公署への採用に伴って住居を移転した職員に対して、新たに特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 ※国準拠</p> <p>ク 宿日直手当の勤務1回あたりの支給限度額を次のとおり引き上げる。 ※国準拠</p> <p>(ア) 通常の宿日直 4,700円 (現行 4,400円)</p> <p>(イ) 医師又は歯科医師の宿日直 22,500円 (現行 21,000円)</p> <p>(ウ) 特殊な業務を主とする宿日直 7,700円 (現行 7,400円) ※特殊な業務における当直業務：警察署や児童相談所等</p> <p>ケ 採用時の職が土木技師である職員等への初任給調整手当の支給期間及び退職手当の計算対象期間を令和13年3月31日までに延長する。 (現行 令和8年3月31日まで)</p> <p>(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。</p> <p>ア 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>イ 任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>ウ 任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>オ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例</p>	区分	期末手当		勤勉手当		計	R7.6月	R7.12月	R7.6月	R7.12月	改正案	1.25月	1.275月	0.925月	1.000月	年 4.45月	現行	1.25月	1.25月	0.925月	0.925月	年 4.35月	区分	期末手当		勤勉手当		計	6月	12月	6月	12月	改正案	1.2625月	1.2625月	0.9625月	0.9625月	年 4.45月
区分	期末手当		勤勉手当		計																																		
	R7.6月	R7.12月	R7.6月	R7.12月																																			
改正案	1.25月	1.275月	0.925月	1.000月	年 4.45月																																		
現行	1.25月	1.25月	0.925月	0.925月	年 4.35月																																		
区分	期末手当		勤勉手当		計																																		
	6月	12月	6月	12月																																			
改正案	1.2625月	1.2625月	0.9625月	0.9625月	年 4.45月																																		

カ 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例  
キ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ (1)ア、イ、ウ(ア)、エ及びカからクは、令和7年4月1日から、ウ(イ)、オ及びケは令和8年4月1日から適用する。

ウ 所要の経過措置を講じる。

【参考】

鳥取県知事等の給与に関する有識者会議（R7.11.7開催）の概要

（全会一致）一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することが適当である。

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### (職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万7,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。<u>第11条の9第2項において「定年前再任用短時間勤務職員への採用」という。</u>）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要が</p>

員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

第11条の5 県費負担教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合若しくは県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って県費負担教職員が住居を移転した場合又は新たにこの条例の適用を受けることとなった県費負担教職員が当該適用に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該県費負担教職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会規則で定める条件に該当する者にあっては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

#### 2 略

##### (特地勤務手当に準ずる手当)

第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合若しくは職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員が当該適用に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が生活の不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

#### 2 定年前再任用短時間勤務職員への採用をされ、

あると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

第11条の5 県費負担教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って県費負担教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該県費負担教職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会規則で定める条件に該当する者にあっては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4をこえない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

#### 2 略

##### (特地勤務手当に準ずる手当)

第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が生活の不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

#### 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年

準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

法律第182号) 第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるものであつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

#### (宿日直手当)

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万2,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万3,750円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万1,550円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

#### 2 略

#### (期末手当)

##### 第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定め

#### (宿日直手当)

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万1,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

#### 2 略

#### (期末手当)

##### 第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定め

び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

（勤勉手当）

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」と

る職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

（勤勉手当）

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額

あるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額

を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額

に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額）とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額）とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
勤務職員以外の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		

33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000				
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400				
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800				
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200				
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600				
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400					
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900					
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300					
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700					
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900					
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200					
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500					
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800					
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100					
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400					
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700					
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900					
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200					
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400					
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300						
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600						
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800						
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000						
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
86	266,200	305,800	355,700								
87	266,500	306,100	356,100								
88	266,800	306,400	356,500								
89	267,100	306,700	356,700								
90	267,400	307,000	357,100								
91	267,700	307,300	357,500								
92	268,000	307,600	357,900								
93	268,300	307,800	358,100								
94		308,000	358,400								
95		308,300	358,800								
96		308,700	359,100								
97		308,900	359,400								
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600	364,600								
111		313,000	364,900								
112		313,300	365,200								
113		313,500	365,600								
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									

	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		187,800	221,800	255,900	277,600	286,300	298,200	322,400	351,100	388,700

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
短時間	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
勤務職	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
員以外	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
の職員	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	

29	276, 400	289, 200	300, 900	332, 900	386, 500	411, 800	441, 400	467, 900			
30	277, 500	290, 200	301, 500	334, 100	388, 100	413, 200	442, 700	468, 600			
31	278, 600	291, 300	302, 000	335, 200	389, 700	414, 400	443, 900	469, 100			
32	279, 700	292, 300	302, 500	336, 300	391, 300	415, 700	445, 100	469, 600			
33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100	470, 100			
34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400			
35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700			
36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100			
37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400			
38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600			
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900			
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100			
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400			
42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400				
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700				
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000				
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200				
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500				
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800				
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000				
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300				
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600				
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900				
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200				
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400				
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700				
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900				
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200				
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400				
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700				
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000				
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200				
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400				
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700				
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000				
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300				
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500				
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800				
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100				
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400				
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600				
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800					
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100					
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300					
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500					

74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800					
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100					
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300					
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500					
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600		440, 800					
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700		441, 100					
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900		441, 300					
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000		441, 500					
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600		441, 800					
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100		442, 100					
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600		442, 300					
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200		442, 500					
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800							
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400							
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000							
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300							
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800							
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300							
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800							
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200							
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600							
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100							
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600							
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000							
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500							
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000							
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400							
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700							
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100							
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500							
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800							
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100							
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600							
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100							
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600							
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900							
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400							
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900							
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400							
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700							
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200							
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700							
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200							
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600							
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100							

119	336,200	366,000	386,900	413,500						
120	336,900	366,600	387,400	414,000						
121	337,500	366,900	387,600	414,400						
122	337,800	367,300	388,100							
123	338,300	367,700	388,600							
124	338,800	368,100	389,000							
125	339,100	368,500	389,500							
126		368,900	390,000							
127		369,300	390,500							
128		369,700	391,000							
129		370,100	391,300							
130		370,500	391,800							
131		370,900	392,300							
132		371,300	392,800							
133		371,500	393,100							
134		372,000	393,600							
135		372,300	394,000							
136		372,600	394,400							
137		372,900	394,700							
138		373,300	395,100							
139		373,800	395,600							
140		374,300	396,100							
141		374,600	396,400							
142		375,100	396,800							
143		375,600	397,300							
144		376,100	397,800							
145		376,400	398,100							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		237,400	263,500	278,700	290,100	300,900	309,800	320,300	330,700	356,900

#### 備考

- この表は、警察官に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

#### ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
短時間	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
勤務職	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
員以外	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100

の職員	5	222, 100	265, 400	339, 400	395, 100	471, 800
	6	224, 400	266, 600	341, 300	396, 500	473, 500
	7	226, 600	267, 800	343, 200	398, 000	475, 400
	8	228, 800	269, 000	345, 000	399, 400	477, 200
	9	231, 000	270, 300	346, 800	400, 700	478, 900
	10	233, 200	271, 400	348, 800	402, 100	480, 500
	11	235, 400	272, 500	350, 600	403, 600	482, 100
	12	237, 600	273, 700	352, 300	405, 100	483, 600
	13	239, 800	275, 000	354, 000	406, 400	485, 100
	14	241, 900	276, 700	355, 700	407, 900	486, 400
	15	244, 000	278, 400	357, 200	409, 400	487, 800
	16	246, 100	280, 100	358, 800	410, 900	489, 100
	17	248, 200	281, 800	360, 400	412, 300	490, 300
	18	250, 000	283, 800	361, 700	413, 900	490, 900
	19	251, 700	286, 000	362, 900	415, 500	491, 500
	20	253, 400	288, 200	364, 000	417, 000	492, 200
	21	255, 100	290, 400	365, 300	418, 200	492, 800
	22	256, 400	292, 600	366, 900	419, 600	493, 400
	23	257, 700	294, 800	368, 500	421, 000	494, 000
	24	258, 900	296, 900	370, 000	422, 300	494, 700
	25	260, 100	298, 900	371, 400	423, 900	495, 300
	26	261, 300	300, 800	373, 000	425, 300	495, 900
	27	262, 500	302, 700	374, 500	426, 600	496, 500
	28	263, 700	304, 500	376, 000	428, 000	497, 200
	29	264, 800	306, 300	377, 500	429, 400	497, 800
	30	265, 800	308, 200	379, 100	430, 700	498, 400
	31	266, 900	310, 000	380, 700	432, 200	499, 000
	32	267, 900	311, 700	382, 200	433, 700	499, 700
	33	269, 000	313, 400	383, 700	435, 300	500, 300
	34	270, 100	315, 200	385, 300	436, 700	
	35	271, 300	316, 900	386, 800	438, 300	
	36	272, 600	318, 500	388, 300	439, 800	
	37	273, 800	320, 100	389, 800	441, 500	
	38	274, 900	321, 800	391, 300	443, 000	
	39	276, 100	323, 600	392, 800	444, 600	
	40	277, 200	325, 300	394, 200	446, 200	
	41	278, 500	326, 600	395, 500	447, 700	
	42	279, 500	328, 500	397, 000	449, 200	
	43	280, 500	330, 300	398, 400	450, 400	
	44	281, 400	332, 000	399, 800	451, 600	
	45	282, 000	333, 600	401, 300	452, 800	
	46	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100	
	47	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300	
	48	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500	
	49	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600	

	50	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800	
	51	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000	
	52	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200	
	53	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400	
	54	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600	
	55	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800	
	56	290, 500	351, 300	416, 200	466, 000	
	57	291, 200	352, 800	417, 500	467, 100	
	58	291, 800	354, 400	418, 800	467, 700	
	59	292, 600	355, 900	420, 200	468, 200	
	60	293, 400	357, 500	421, 400	468, 700	
	61	294, 100	358, 900	422, 600	469, 200	
	62	294, 700	360, 500	424, 000	469, 800	
	63	295, 500	362, 100	425, 400	470, 300	
	64	296, 100	363, 500	426, 700	470, 800	
	65	297, 100	365, 000	427, 900	471, 300	
	66	297, 900	366, 600	429, 100	471, 900	
	67	298, 600	368, 200	430, 400	472, 400	
	68	299, 300	369, 700	431, 800	472, 900	
	69	299, 900	371, 200	433, 100	473, 400	
	70	300, 600	372, 800	434, 300	474, 000	
	71	301, 300	374, 300	435, 300	474, 500	
	72	302, 000	375, 800	436, 500	475, 000	
	73	302, 700	377, 300	437, 700	475, 500	
	74	303, 400	378, 900	438, 800		
	75	304, 100	380, 500	440, 000		
	76	304, 600	382, 000	441, 000		
	77	305, 200	383, 400	442, 100		
	78	305, 800	384, 800	443, 100		
	79	306, 500	386, 200	444, 100		
	80	307, 100	387, 500	445, 100		
	81	307, 600	388, 800	446, 000		
	82	308, 200	390, 200	446, 800		
	83	308, 900	391, 500	447, 600		
	84	309, 600	392, 800	448, 400		
	85	310, 200	393, 900	449, 100		
	86	311, 000	395, 300	449, 500		
	87	311, 700	396, 600	449, 900		
	88	312, 300	397, 900	450, 300		
	89	313, 000	399, 100	450, 700		
	90	313, 800	400, 400	451, 000		
	91	314, 600	401, 500	451, 300		
	92	315, 400	402, 700	451, 500		
	93	315, 900	403, 900	451, 800		
	94	316, 700	405, 000	452, 100		

	95	317, 500	406, 200	452, 400		
	96	318, 300	407, 400	452, 600		
	97	318, 900	408, 800	452, 800		
	98	319, 600	409, 800			
	99	320, 400	410, 800			
	100	321, 100	411, 800			
	101	321, 900	412, 700			
	102	322, 700	413, 700			
	103	323, 600	414, 800			
	104	324, 400	415, 900			
	105	325, 000	416, 600			
	106	325, 800	417, 500			
	107	326, 600	418, 400			
	108	327, 400	419, 300			
	109	328, 100	420, 100			
	110	328, 500	420, 900			
	111	328, 800	421, 700			
	112	329, 300	422, 500			
	113	329, 800	423, 100			
	114	330, 200	423, 800			
	115	330, 600	424, 500			
	116	331, 000	425, 200			
	117	331, 500	425, 800			
	118	332, 000	426, 300			
	119	332, 400	426, 600			
	120	332, 900	426, 900			
	121	333, 400	427, 200			
	122	333, 800	427, 500			
	123	334, 200	427, 800			
	124	334, 700	428, 000			
	125	335, 200	428, 200			
	126	335, 500	428, 500			
	127	335, 800	428, 800			
	128	336, 100	429, 000			
	129	336, 300	429, 200			
	130	336, 600	429, 500			
	131	336, 900	429, 800			
	132	337, 100	430, 000			
	133	337, 300	430, 200			
	134	337, 500	430, 500			
	135	337, 700	430, 800			
	136	338, 000	431, 000			
	137	338, 300	431, 200			
	138	338, 500				
	139	338, 800				

	140	339,100				
	141	339,300				
	142	339,500				
	143	339,800				
	144	340,000				
	145	340,300				
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		239,600	301,800	317,000	332,900	350,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
短時間	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
勤務職員	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
員以外の職員	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400

	14	241, 900	261, 200	355, 700	379, 400	463, 200
	15	244, 000	262, 600	357, 200	380, 600	464, 000
	16	246, 100	264, 000	358, 800	381, 800	464, 900
	17	248, 200	265, 400	360, 400	382, 800	465, 800
	18	250, 000	266, 600	361, 700	384, 000	466, 200
	19	251, 700	267, 800	362, 900	385, 200	466, 700
	20	253, 400	269, 000	364, 000	386, 300	467, 200
	21	255, 100	270, 300	365, 300	387, 300	467, 700
	22	256, 400	271, 400	366, 700	388, 500	468, 100
	23	257, 700	272, 500	368, 100	389, 700	468, 600
	24	258, 900	273, 700	369, 400	390, 800	469, 100
	25	260, 100	275, 000	370, 600	391, 800	469, 600
	26	261, 200	276, 700	372, 000	393, 000	470, 000
	27	262, 300	278, 400	373, 300	394, 100	470, 500
	28	263, 400	280, 100	374, 600	395, 200	471, 000
	29	264, 600	281, 800	375, 800	396, 300	471, 500
	30	265, 700	283, 800	377, 200	397, 500	471, 900
	31	266, 800	286, 000	378, 500	398, 700	472, 400
	32	267, 800	288, 200	379, 800	399, 800	472, 900
	33	268, 900	290, 400	381, 100	400, 800	473, 400
	34	269, 900	292, 600	382, 300	401, 900	
	35	270, 900	294, 800	383, 400	403, 100	
	36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300	
	37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500	
	38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800	
	39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900	
	40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
	41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
	42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
	43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
	44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
	45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
	46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
	47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
	48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
	49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
	50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
	51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
	52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
	53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
	54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
	55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
	56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	
	57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500	
	58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	

	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000	440,100	
	83	306,700	372,800	428,300	440,400	
	84	307,300	374,000	428,500	440,600	
	85	307,700	375,200	428,700	440,800	
	86	308,100	376,400	429,000	441,100	
	87	308,600	377,500	429,300	441,400	
	88	309,100	378,600	429,500	441,600	
	89	309,500	379,600	429,700	441,800	
	90	310,000	380,700	430,000	442,100	
	91	310,400	381,800	430,300	442,400	
	92	310,900	382,900	430,500	442,600	
	93	311,200	384,000	430,700	442,800	
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200			
	99	313,700	390,100			
	100	314,100	391,000			
	101	314,500	391,800			
	102	314,800	392,800			
	103	315,100	393,600			

	104	315, 400	394, 500			
	105	315, 600	395, 300			
	106	315, 900	396, 200			
	107	316, 200	397, 100			
	108	316, 400	398, 000			
	109	316, 600	398, 800			
	110	316, 800	399, 800			
	111	317, 100	400, 700			
	112	317, 400	401, 600			
	113	317, 600	402, 200			
	114	317, 800	403, 100			
	115	318, 000	404, 000			
	116	318, 300	404, 900			
	117	318, 600	405, 700			
	118	318, 800	406, 400			
	119	319, 100	407, 200			
	120	319, 400	408, 000			
	121	319, 600	408, 600			
	122	319, 800	409, 300			
	123	320, 000	410, 000			
	124	320, 300	410, 600			
	125	320, 600	411, 200			
	126		411, 900			
	127		412, 400			
	128		413, 000			
	129		413, 600			
	130		414, 200			
	131		414, 700			
	132		415, 200			
	133		415, 500			
	134		415, 800			
	135		416, 000			
	136		416, 300			
	137		416, 600			
	138		416, 900			
	139		417, 200			
	140		417, 500			
	141		417, 800			
	142		418, 100			
	143		418, 400			
	144		418, 700			
	145		418, 900			
	146		419, 200			
	147		419, 500			
	148		419, 700			

	149		419,900			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		224,400	293,900	302,200	310,000	331,400

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	

	27	242, 600	303, 200	375, 300	425, 500	
	28	244, 500	305, 100	376, 300	427, 000	
	29	246, 400	307, 000	377, 200	428, 200	
	30	247, 500	308, 500	378, 000	429, 400	
	31	248, 600	310, 000	378, 800	431, 000	
	32	249, 700	311, 500	379, 600	432, 500	
	33	251, 100	313, 000	380, 300	433, 800	
	34	252, 400	314, 500	381, 000	435, 200	
	35	253, 800	316, 000	381, 800	436, 600	
	36	255, 200	317, 400	382, 600	438, 000	
	37	256, 600	318, 800	383, 300	439, 400	
	38	258, 100	319, 700	384, 800	440, 800	
	39	259, 600	320, 600	386, 400	442, 200	
	40	261, 200	321, 400	388, 800	443, 600	
	41	262, 600	322, 100	390, 700	444, 700	
	42	263, 900	322, 600	391, 700	446, 000	
	43	265, 300	323, 100	392, 500	447, 400	
	44	266, 700	323, 500	393, 200	448, 700	
	45	268, 200	323, 900	393, 900	449, 500	
	46	269, 500	324, 400	395, 200	450, 300	
	47	270, 700	324, 900	396, 400	451, 200	
	48	271, 900	325, 300	397, 900	452, 100	
	49	273, 100	325, 700	398, 700	452, 900	
	50	274, 200	326, 400	399, 300	453, 700	
	51	275, 300	327, 300	400, 100	454, 300	
	52	276, 400	328, 100	400, 800	455, 100	
	53	277, 400	328, 800	401, 500	455, 500	
	54	278, 500	329, 500	402, 100	456, 100	
	55	279, 500	330, 200	402, 800	456, 600	
	56	280, 500	331, 300	403, 400	457, 100	
	57	281, 500	332, 200	404, 100	457, 600	
	58	282, 200	333, 300	404, 800	458, 200	
	59	282, 700	334, 400	405, 400	458, 700	
	60	283, 300	335, 400	406, 000	459, 200	
	61	283, 900	336, 500	406, 700	459, 700	
	62	284, 500	337, 900	407, 400	460, 300	
	63	285, 100	339, 200	407, 900	460, 800	
	64	285, 600	340, 500	408, 500	461, 300	
	65	286, 200	341, 900	409, 100	461, 800	
	66	286, 700	343, 800	409, 600		
	67	287, 300	345, 200	410, 200		
	68	287, 800	345, 600	410, 800		
	69	288, 400	345, 900	411, 300		
	70	289, 100	346, 400	411, 800		
	71	289, 700	346, 700	412, 300		

	72	290, 300	347, 100	412, 800		
	73	290, 900	347, 400	413, 500		
	74	291, 500	347, 700	413, 900		
	75	292, 100	348, 100	414, 400		
	76	292, 800	348, 500	415, 000		
	77	293, 400	349, 000	415, 700		
	78	294, 100	349, 500	416, 000		
	79	294, 800	350, 000	416, 500		
	80	295, 300	350, 500	417, 100		
	81	295, 900	351, 000	417, 800		
	82	296, 500	351, 500	418, 100		
	83	297, 200	351, 900	418, 600		
	84	297, 800	352, 400	419, 200		
	85	298, 300	352, 800	419, 900		
	86	298, 900	353, 200	420, 200		
	87	299, 600	353, 700	420, 400		
	88	300, 200	354, 100	420, 700		
	89	300, 700	354, 600	421, 100		
	90	301, 300	355, 000	421, 400		
	91	302, 000	355, 400	421, 500		
	92	302, 600	355, 800	421, 700		
	93	303, 200	356, 300	422, 000		
	94	303, 800	356, 700			
	95	304, 400	357, 100			
	96	305, 000	357, 500			
	97	305, 300	358, 000			
	98	305, 800	358, 400			
	99	306, 400	358, 800			
	100	306, 900	359, 200			
	101	307, 300	359, 600			
	102	307, 700	359, 800			
	103	308, 000	360, 000			
	104	308, 400	360, 200			
	105	308, 800	360, 400			
	106	309, 200	360, 600			
	107	309, 600	360, 800			
	108	309, 900	361, 000			
	109	310, 100	361, 200			
	110	310, 500	361, 400			
	111	310, 800	361, 600			
	112	311, 000	361, 800			
	113	311, 300	362, 000			
	114	311, 600	362, 200			
	115	311, 900	362, 400			
	116	312, 200	362, 600			

	117	312,400	362,800			
	118	312,700	363,000			
	119	312,900	363,200			
	120	313,200	363,400			
	121	313,500	363,600			
	122	313,700				
	123	313,900				
	124	314,000				
	125	314,100				
	126	314,300				
	127	314,500				
	128	314,600				
	129	314,700				
	130	314,900				
	131	315,100				
	132	315,200				
	133	315,300				
	134	315,500				
	135	315,700				
	136	315,800				
	137	315,900				
	138	316,100				
	139	316,300				
	140	316,400				
	141	316,500				
	142	316,700				
	143	316,900				
	144	317,000				
	145	317,100				
	146	317,300				
	147	317,500				
	148	317,600				
	149	317,700				
	150	317,900				
	151	318,100				
	152	318,200				
定年前再任用短時間勤務職員		222,700	254,500	295,400	323,300	389,300

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前		円	円	円	円
再任用	1	305,600	415,600	470,300	566,200
短時間	2	307,900	418,300	472,300	572,300
勤務職員以外の職員	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400		
	67		498,000		
	68		498,500		
	69		499,000		
	70		499,500		
	71		500,000		
	72		500,500		
	73		500,900		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		293,200	350,600	389,200	421,300

#### 備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### イ 医療職給料表(2)

職 員 の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区分	号給	給料月額						
定 年 前		円	円	円	円	円	円	円
再 任 用	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
短 時 間	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
勤 務 職	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
員 以 外	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
の職員	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	

	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			

	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300	368,200			
	103		307,200	345,700	368,600			
	104		307,500	345,900	369,000			
	105		307,800	346,100	369,500			
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
	110			347,700				
	111			348,100				
	112			348,500				
	113			348,700				
	114			349,000				
	115			349,400				
	116			349,800				
	117			350,000				
	118			350,300				
	119			350,700				
	120			351,100				
	121			351,300				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		186,700	215,500	245,900	258,700	282,200	296,000	321,600

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職 員 の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区分	号給	給料月額						
定年 前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
短時間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
勤務職	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
員以外	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
の職員	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	

	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			

	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300			
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
	110	306, 500	337, 800	372, 400				
	111	306, 700	338, 100	372, 900				
	112	307, 000	338, 400	373, 300				
	113	307, 300	338, 700	373, 700				
	114	307, 500	339, 100	374, 100				
	115	307, 800	339, 400	374, 600				
	116	308, 000	339, 700	375, 100				
	117	308, 300	339, 900	375, 500				
	118	308, 500	340, 200	376, 000				
	119	308, 800	340, 500	376, 500				
	120	309, 100	340, 700	377, 000				
	121	309, 400	340, 900	377, 300				
	122	309, 700	341, 200	377, 800				
	123	310, 000	341, 500	378, 300				
	124	310, 300	341, 800	378, 800				
	125	310, 500	342, 000	379, 100				
	126	310, 700	342, 300					
	127	311, 000	342, 600					
	128	311, 400	342, 800					
	129	311, 600	343, 000					
	130	311, 900	343, 200					
	131	312, 200	343, 500					
	132	312, 600	343, 700					
	133	312, 800	344, 000					

	134	313, 100	344, 400					
	135	313, 400	344, 800					
	136	313, 700	345, 200					
	137	313, 900	345, 500					
	138	314, 200	345, 900					
	139	314, 500	346, 300					
	140	314, 800	346, 700					
	141	315, 000	347, 000					
	142	315, 300	347, 400					
	143	315, 700	347, 700					
	144	316, 000	348, 100					
	145	316, 200	348, 400					
	146	316, 400	348, 800					
	147	316, 700	349, 200					
	148	317, 000	349, 600					
	149	317, 200	349, 900					
	150	317, 400	350, 300					
	151	317, 700	350, 700					
	152	318, 000	351, 100					
	153	318, 400	351, 400					
	154	318, 600	351, 800					
	155	318, 800	352, 200					
	156	319, 100	352, 600					
	157	319, 400	352, 900					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		223, 600	247, 000	265, 400	273, 800	286, 000	313, 800	333, 300

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 221, 200	円 295, 800	円 333, 000	円 379, 900	円 422, 900
	2	222, 900	296, 700	334, 100	381, 600	425, 000
	3	224, 600	297, 600	335, 200	383, 300	427, 100
	4	226, 200	298, 400	336, 200	384, 800	429, 200
	5	227, 700	299, 300	337, 100	386, 300	431, 100
	6	230, 400	300, 200	338, 500	388, 000	432, 500
	7	233, 200	301, 100	340, 100	389, 700	433, 900

	8	235, 800	301, 900	341, 700	391, 200	435, 200
	9	238, 500	302, 800	343, 600	392, 700	436, 500
	10	240, 700	303, 700	345, 200	394, 200	437, 800
	11	242, 800	304, 600	346, 800	395, 600	439, 000
	12	244, 900	305, 500	348, 400	397, 100	440, 200
	13	246, 900	306, 400	350, 100	398, 600	441, 400
	14	248, 700	307, 400	351, 700	400, 000	442, 600
	15	250, 500	308, 400	353, 300	401, 300	443, 700
	16	252, 100	309, 300	354, 800	402, 600	444, 800
	17	258, 000	310, 300	356, 300	404, 100	445, 800
	18	261, 000	311, 300	357, 100	405, 600	446, 800
	19	263, 900	312, 300	357, 900	407, 200	447, 900
	20	266, 800	313, 400	358, 600	408, 800	449, 000
	21	269, 700	314, 200	359, 400	410, 300	449, 900
	22	271, 700	315, 000	360, 100	411, 700	450, 700
	23	273, 700	315, 800	360, 900	413, 100	451, 600
	24	275, 600	316, 800	361, 600	414, 500	452, 400
	25	277, 400	317, 900	362, 400	415, 800	453, 300
	26	278, 800	319, 000	363, 100	417, 000	454, 200
	27	280, 300	320, 000	363, 900	418, 200	455, 000
	28	281, 700	321, 000	364, 600	419, 400	455, 800
	29	283, 000	321, 800	365, 300	420, 600	456, 200
	30	284, 000	322, 600	366, 000	421, 600	456, 700
	31	284, 700	323, 400	366, 600	422, 600	457, 300
	32	285, 300	324, 200	367, 300	423, 600	457, 800
	33	285, 800	324, 900	368, 000	424, 100	458, 300
	34	286, 300	325, 700	368, 600	424, 900	458, 600
	35	286, 700	326, 500	369, 300	425, 800	459, 000
	36	287, 100	327, 300	369, 900	426, 700	459, 400
	37	287, 600	328, 100	370, 600	427, 500	459, 700
	38	288, 400	328, 900	371, 200	428, 400	460, 200
	39	289, 100	329, 600	371, 800	429, 200	460, 800
	40	289, 700	330, 200	372, 500	430, 100	461, 400
	41	290, 300	330, 900	373, 200	430, 900	462, 000
	42	290, 800	331, 700	373, 900	431, 700	462, 700
	43	291, 300	332, 400	374, 600	432, 600	463, 300
	44	291, 800	333, 000	375, 200	433, 100	463, 900
	45	292, 400	333, 600	375, 800	433, 300	464, 200
	46	293, 100	334, 300	376, 600	433, 700	464, 800
	47	293, 800	335, 000	377, 400	434, 000	465, 400
	48	294, 200	335, 500	378, 100	434, 300	466, 000
	49	294, 500	335, 900	378, 900	434, 600	466, 400
	50	294, 800	336, 300	379, 800	434, 800	466, 700
	51	295, 100	336, 700	380, 600	435, 100	467, 000
	52	295, 400	337, 000	381, 300	435, 500	467, 200

	53	295, 900	337, 300	381, 900	435, 800	467, 400
	54	296, 400	337, 600	382, 800	436, 300	467, 600
	55	296, 900	337, 900	383, 700	436, 800	467, 900
	56	297, 500	338, 200	384, 500	437, 300	468, 200
	57	298, 000	338, 400	384, 800	437, 900	468, 400
	58	298, 500	338, 700	385, 100	438, 500	468, 700
	59	299, 000	339, 000	385, 400	439, 000	469, 000
	60	299, 600	339, 200	385, 700	439, 500	469, 200
	61	300, 100	339, 500	386, 000	440, 100	469, 400
	62	300, 700	339, 800	386, 300	440, 600	
	63	301, 300	340, 100	386, 600	441, 100	
	64	301, 900	340, 300	386, 900	441, 600	
	65	302, 400	340, 500	387, 100	442, 100	
	66	303, 000	340, 800	387, 300	442, 700	
	67	303, 500	341, 100	387, 600	443, 200	
	68	304, 000	341, 300	387, 900	443, 800	
	69	304, 500	341, 500	388, 200	444, 300	
	70	304, 900	341, 800	388, 400	444, 800	
	71	305, 400	342, 100	388, 700	445, 400	
	72	305, 800	342, 300	389, 000	446, 000	
	73	306, 100	342, 500	389, 300	446, 300	
	74	306, 500	342, 800	389, 700	446, 900	
	75	306, 900	343, 100	390, 100	447, 500	
	76	307, 200	343, 300	390, 500	448, 000	
	77	307, 600	343, 500	390, 900	448, 400	
	78	308, 000	343, 800	391, 300	448, 900	
	79	308, 300	344, 100	391, 800	449, 600	
	80	308, 500	344, 300	392, 300	450, 300	
	81	308, 800	344, 500	392, 700	450, 500	
	82	309, 000	344, 800	393, 100		
	83	309, 300	345, 100	393, 500		
	84	309, 600	345, 300	393, 900		
	85	309, 900	345, 500	394, 400		
	86	310, 100	345, 800	394, 900		
	87	310, 400	346, 000	395, 400		
	88	310, 700	346, 200	395, 900		
	89	311, 000	346, 500	396, 200		
	90	311, 300	346, 800	396, 600		
	91	311, 600	347, 000	396, 900		
	92	311, 800	347, 300	397, 300		
	93	312, 000	347, 500	397, 800		
	94	312, 300	347, 700	398, 100		
	95	312, 600	348, 000	398, 600		
	96	312, 800	348, 300	399, 000		
	97	313, 000	348, 500	399, 600		

98	313,300	348,800			
99	313,600	349,000			
100	313,800	349,300			
101	314,000	349,500			
102	314,300	349,700			
103	314,600	349,900			
104	314,800	350,100			
105	315,000	350,500			
106	315,200	350,700			
107	315,500	350,900			
108	315,800	351,200			
109	316,000	351,500			
110	316,300	351,700			
111	316,600	352,000			
112	316,800	352,300			
113	317,000	352,500			
114	317,200				
115	317,400				
116	317,700				
117	318,000				
118	318,300				
119	318,500				
120	318,700				
121	319,000				
定年前再任用短時間勤務職員	223,300	246,800	279,700	315,400	328,600

#### 備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間 (通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間 (自動車等及び駐車場に係</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間 (通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間 (自動車等及び駐車場に係</p>

る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に通勤のために使用する人事委員会規則で定める交通用具に係る駐車場(職員がその利用に係る料金を負担することを常例とするものであって、人事委員会規則で定めるものに限る。)の利用に係る1月当たりの料金の額に相当する額(人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。)を加えた額

ア～ネ 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩に

る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ネ 略

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため四輪の自動車を使用し、及び駐車場(職員の経済的負担を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。)の利用に係る料金を負担することを常例とするもの 前号に定める額に1月当たりの当該料金の額に相当する額(人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。)を加えた額

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第4号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額は、15万円から第2項の規定による額を支給単位期間の月数で除して得た額を控除した額を上限とする。

（1） 通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第5項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額

（2）・（3） 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項

（1） 通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額

（2）・（3） 略

5 略

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項

第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第3項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。

(1)・(2) 略

6 第2項に定める通勤手当の額(前項の適用がある場合にあっては、同項に定める通勤手当の額)をその支給単位期間の月数で除して得た額及び第3項(第4項において準用する場合を含む。)に定める通勤手当の額(前項の適用がある場合にあっては、同項に定める通勤手当の額)をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7～9 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の106.25を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。

(1)・(2) 略

7～9 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の96.25（特定幹部職員にあっては、100分の116.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の112.05を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替え

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の96.25（特定幹部職員にあっては、100分の116.25）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の85.45を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の112.05を乗じて得た

るものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する

額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

#### (第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

##### 第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の96.25（特定幹部職員にあっては、100分の116.25）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の85.45を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

#### (第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

##### 第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### 1～19 略

20 令和13年3月31日までの間、第7条の3第2項

#### 附 則

##### 1～19 略

20 令和8年3月31日までの間、第7条の3第2項

及び第16条の11の規定は、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の3第2項	略	
	職員には	職員（以下の項において「権衡上必要職員」という。）並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に <u>社会資本の老朽化</u> 及び <u>激甚化する自然災害への対策等の</u> <u>国土強靭化</u> を <u>集中的に推進する</u> に当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であって知事が別に定めるもの（以下の項において「土木等職員」という。）には
		略
	略	

21 略

及び第16条の11の規定は、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の3第2項	略	
	職員には	職員（以下の項において「権衡上必要職員」という。）並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に <u>令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行う</u> に当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であって知事が別に定めるもの（以下の項において「土木等職員」という。）には
		略
	略	

21 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>附 則</p> <p>1～27 略</p> <p>28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に<u>社会資本の老朽化及び激甚化する自然災害への対策等の県土強靭化</u>を集中的に推進するに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が定めるものうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日以後最初の4月1日以後の職員としての引き続いた在職期間に令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間の一部又は全部を含む者に限る。）に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</p>	<p>附 則</p> <p>1～27 略</p> <p>28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に<u>令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行う</u>に当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が定めるものうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日以後最初の4月1日以後の職員としての引き続いた在職期間に令和6年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの期間の一部又は全部を含む者に限る。）に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</p>
--	--

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第5条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,900円</u>とする。</p>	<p>（手当の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,600円</u>とする。</p>

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（初任給調整手当の特例）</p> <p>2 <u>令和13年3月31日</u>までの間、第5条に規定するもののほか、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員に対して初任給調整手当を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（初任給調整手当の特例）</p> <p>2 <u>令和8年3月31日</u>までの間、第5条に規定するもののほか、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員に対して初任給調整手当を支給する。</p>

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>428,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>491,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>556,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>642,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>746,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>851,000円</td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	428,000円	2	491,000円	3	556,000円	4	642,000円	5	746,000円	6	851,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>414,600円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>475,700円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>538,800円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>621,900円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>723,100円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>825,200円</td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	414,600円	2	475,700円	3	538,800円	4	621,900円	5	723,100円	6	825,200円
号 給	給料月額																												
1	428,000円																												
2	491,000円																												
3	556,000円																												
4	642,000円																												
5	746,000円																												
6	851,000円																												
号 給	給料月額																												
1	414,600円																												
2	475,700円																												
3	538,800円																												
4	621,900円																												
5	723,100円																												
6	825,200円																												
<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>358,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>395,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>424,000円</td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	358,000円	2	395,000円	3	424,000円	<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>346,500円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>382,600円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>410,600円</td></tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額	1	346,500円	2	382,600円	3	410,600円												
号 給	給料月額																												
1	358,000円																												
2	395,000円																												
3	424,000円																												
号 給	給料月額																												
1	346,500円																												
2	382,600円																												
3	410,600円																												
<p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>																												

第8条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 紙</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>405,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>655,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>765,000円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>893,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号 紙	給料月額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	4	<u>574,000円</u>	5	<u>655,000円</u>	6	<u>765,000円</u>	7	<u>893,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 紙</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,600円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,700円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,800円</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>635,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>741,100円</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>865,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号 紙	給料月額	1	<u>392,600円</u>	2	<u>440,700円</u>	3	<u>492,700円</u>	4	<u>555,800円</u>	5	<u>635,000円</u>	6	<u>741,100円</u>	7	<u>865,300円</u>
号 紙	給料月額																																
1	<u>405,000円</u>																																
2	<u>455,000円</u>																																
3	<u>508,000円</u>																																
4	<u>574,000円</u>																																
5	<u>655,000円</u>																																
6	<u>765,000円</u>																																
7	<u>893,000円</u>																																
号 紙	給料月額																																
1	<u>392,600円</u>																																
2	<u>440,700円</u>																																
3	<u>492,700円</u>																																
4	<u>555,800円</u>																																
5	<u>635,000円</u>																																
6	<u>741,100円</u>																																
7	<u>865,300円</u>																																

第8条 略	第8条 略
<p>2 特定期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、第16条の4第2項及び第16条の7第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び定期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「定期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「定期付職員条例第7条第1項に規定する特定定期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の82.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、第16条の4第2項及び第16条の7第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び定期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「定期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「定期付職員条例第7条第1項に規定する特定定期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p>

第10条 定期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び定期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「定期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「定期付職員条例第7条第1項に規定する特定定期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の96.25</u>」とあるのは「<u>100分の78.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び定期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「定期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「定期付職員条例第7条第1項に規定する特定定期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の82.5</u>」とする。</p>

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第11条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																									
(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)		(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)																																																									
第2条 略		第2条 略																																																									
2・3 略		2・3 略																																																									
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の154.5、12月に支給する場合においては100分の164.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。		4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に100分の154.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。																																																									
5 略		5 略																																																									
別表第1 (第2条、第4条関係)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 1,237,000円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 974,000円</td> </tr> <tr> <td>政策統轄監</td> <td>月額 813,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額 799,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 169,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>月額 28,100円</td> </tr> <tr> <td>委員会の委員</td> <td>月額 23,800円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>月額 594,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>月額 95,700円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>月額 246,000円</td> </tr> <tr> <td>人事委員会の委員</td> <td>月額 206,000円</td> </tr> <tr> <td>労働委員会の委員</td> <td>月額 169,000円</td> </tr> <tr> <td>労働委員会長</td> <td>月額 206,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	知事	月額 1,237,000円	副知事	月額 974,000円	政策統轄監	月額 813,000円	教育長	月額 799,000円を超えない範囲内において知事が定める額	教育委員会の委員	月額 169,000円	選挙管理委員会の委員	月額 28,100円	委員会の委員	月額 23,800円	監査委員	月額 594,000円を超えない範囲内において知事が定める額	非常勤の監査委員	月額 95,700円	常勤の監査委員	月額 246,000円	人事委員会の委員	月額 206,000円	労働委員会の委員	月額 169,000円	労働委員会長	月額 206,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 945,000円</td> </tr> <tr> <td>政策統轄監</td> <td>月額 789,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額 775,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 164,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>月額 27,300円</td> </tr> <tr> <td>委員会の委員</td> <td>月額 23,100円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>月額 576,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>月額 92,800円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>月額 239,000円</td> </tr> <tr> <td>人事委員会の委員</td> <td>月額 200,000円</td> </tr> <tr> <td>労働委員会の委員</td> <td>月額 164,000円</td> </tr> <tr> <td>労働委員会長</td> <td>月額 200,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	知事	月額 1,200,000円	副知事	月額 945,000円	政策統轄監	月額 789,000円	教育長	月額 775,000円を超えない範囲内において知事が定める額	教育委員会の委員	月額 164,000円	選挙管理委員会の委員	月額 27,300円	委員会の委員	月額 23,100円	監査委員	月額 576,000円を超えない範囲内において知事が定める額	非常勤の監査委員	月額 92,800円	常勤の監査委員	月額 239,000円	人事委員会の委員	月額 200,000円	労働委員会の委員	月額 164,000円	労働委員会長	月額 200,000円
区分	報酬又は給料の額																																																										
知事	月額 1,237,000円																																																										
副知事	月額 974,000円																																																										
政策統轄監	月額 813,000円																																																										
教育長	月額 799,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																										
教育委員会の委員	月額 169,000円																																																										
選挙管理委員会の委員	月額 28,100円																																																										
委員会の委員	月額 23,800円																																																										
監査委員	月額 594,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																										
非常勤の監査委員	月額 95,700円																																																										
常勤の監査委員	月額 246,000円																																																										
人事委員会の委員	月額 206,000円																																																										
労働委員会の委員	月額 169,000円																																																										
労働委員会長	月額 206,000円																																																										
区分	報酬又は給料の額																																																										
知事	月額 1,200,000円																																																										
副知事	月額 945,000円																																																										
政策統轄監	月額 789,000円																																																										
教育長	月額 775,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																										
教育委員会の委員	月額 164,000円																																																										
選挙管理委員会の委員	月額 27,300円																																																										
委員会の委員	月額 23,100円																																																										
監査委員	月額 576,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																										
非常勤の監査委員	月額 92,800円																																																										
常勤の監査委員	月額 239,000円																																																										
人事委員会の委員	月額 200,000円																																																										
労働委員会の委員	月額 164,000円																																																										
労働委員会長	月額 200,000円																																																										

会の委員	公益委員	月額 <u>169,000円</u>	会の委員	公益委員	月額 <u>164,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>145,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額 <u>141,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>28,100円</u>	収用委員会の委員	会長	日額 <u>27,300円</u>
	委員	日額 <u>23,800円</u>		委員	日額 <u>23,100円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>18,400円</u>	海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>17,800円</u>
	委員	日額 <u>16,300円</u>		委員	日額 <u>15,800円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>18,400円</u>	内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>17,800円</u>
	委員	日額 <u>16,300円</u>		委員	日額 <u>15,800円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>206,000円</u>	公安委員会の委員	委員長	月額 <u>200,000円</u>
	委員	月額 <u>169,000円</u>		委員	月額 <u>164,000円</u>
専門委員		日額 <u>16,300円</u> 以内	専門委員		日額 <u>15,800円</u> 以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,900円</u> 以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,600円</u> 以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>16,300円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,800円</u>
略			略		

第12条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)	(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に <u>100分の159.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の154.5、12月に支給する場合においては100分の164.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
5 略	5 略

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第13条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>第31条 <u>令和13年3月31日</u>までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>第31条 <u>令和8年3月31日</u>までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>

(特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正)

第14条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業に関する特例)</p> <p>第4条 鳥取方式短時間勤務職員に対する<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第20条の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から第1号部分休業の承認を受けようとする日における前条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(子育て部分休暇に関する特例)</p> <p>第5条 鳥取方式短時間勤務職員の<u>勤務時間条例</u>第17条第2項第3号アに掲げる子育て部分休暇（以下「第1種子育て部分休暇」という。）の期間は、同項の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から第1種子育て部分休暇の承認を受けようとする日における第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間</p>	<p>(部分休業に関する特例)</p> <p>第4条 鳥取方式短時間勤務職員に対する<u>部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律）</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業をいう。の承認は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第20条の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から部分休業の承認を受けようとする日における前条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(子育て部分休暇に関する特例)</p> <p>第5条 鳥取方式短時間勤務職員の<u>子育て部分休暇（勤務時間条例第17条第1項第3号に掲げる子育て部分休暇をいう。）</u>の期間は、同条第2項の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から子育て部分休暇の承認を受けようとする日における第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間</p>

時間を減じた時間を超えない範囲内で30分を単位として必要と認められる期間とする。	を超えない範囲内で30分を単位として必要と認められる期間とする。
--	----------------------------------

第15条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	162,900	201,300	229,800
2	163,800	202,400	230,700
3	164,800	203,500	231,500
4	165,700	204,700	232,300
5	166,600	205,900	233,100
6	168,000	207,000	234,000
7	169,400	208,200	234,700
8	170,700	209,400	235,600
9	171,900	210,500	236,400
10	173,300	211,500	237,200
11	174,700	212,600	238,100
12	176,000	213,700	238,900
13	177,300	214,700	239,700
14	178,700	215,700	240,800
15	180,100	216,700	241,900
16	181,500	217,700	242,900
17	182,500	218,600	243,900
18	183,800	219,500	245,000
19	185,200	220,400	246,000
20	186,400	221,300	247,000
21	187,600	222,100	247,800
22	189,000	222,900	248,800
23	190,300	223,700	249,800
24	191,600	224,600	250,900
25	193,000	225,400	251,900
26	194,400	226,200	252,800
27	195,500	226,800	253,600
28	196,500	227,600	254,400
29	197,600	228,200	255,400
30	198,500	228,900	256,400
31	199,500	229,600	257,300
32	200,400	230,200	258,300
33	201,300	230,700	259,200
34	202,000	231,400	260,300
35	202,800	232,100	261,300

36	203, 600	232, 600	262, 400
37	204, 500	233, 100	263, 400
38	205, 200	233, 800	264, 500
39	205, 900	234, 400	265, 600
40	206, 600	235, 000	266, 700
41	207, 300	235, 600	267, 700
42	207, 900	236, 100	268, 700
43	208, 400	236, 700	269, 800
44	208, 900	237, 300	270, 700
45	209, 400	237, 900	271, 500
46	209, 900	238, 400	272, 600
47	210, 400	239, 000	273, 700
48	210, 900	239, 500	274, 700
49	211, 400	240, 100	275, 700
50	211, 900	240, 600	276, 700
51	212, 400	241, 100	277, 700
52	212, 800	241, 700	278, 700
53	213, 100	242, 100	279, 800
54	213, 400	242, 600	280, 600
55	213, 700	243, 100	281, 600
56	213, 900	243, 700	282, 500
57	214, 200	244, 200	283, 100
58	214, 400	244, 700	283, 800
59	214, 700	245, 200	284, 400
60	214, 900	245, 800	285, 100
61	215, 200	246, 300	285, 700
62	215, 400	246, 800	286, 000
63	215, 700	247, 200	286, 500
64	215, 900	247, 600	287, 000
65	216, 200	248, 000	287, 700
66	216, 400	248, 500	288, 300
67	216, 700	249, 000	288, 900
68	216, 900	249, 500	289, 400
69	217, 200	249, 800	289, 800
70	217, 400	250, 200	290, 300
71	217, 700	250, 600	290, 700
72	217, 900	251, 100	291, 200
73	218, 200	251, 500	291, 500
74	218, 400	251, 900	291, 900
75	218, 700	252, 100	292, 100
76	218, 900	252, 400	292, 500
77	219, 200	252, 500	292, 800
78	219, 400	252, 800	293, 200
79	219, 700	252, 900	293, 600
80	219, 900	253, 200	294, 000

81	220, 200	253, 400	294, 300
82	220, 400	253, 500	294, 600
83	220, 700	253, 800	294, 900
84	220, 900	253, 900	295, 300
85	221, 200	254, 200	295, 500
86	221, 400	254, 400	295, 900
87	221, 700	254, 600	296, 200
88	221, 900	254, 900	296, 500
89	222, 200	255, 100	296, 700
90	222, 400	255, 400	297, 000
91	222, 700	255, 600	297, 400
92	222, 900	255, 900	297, 700
93	223, 200	256, 000	297, 900
94		256, 200	298, 100
95		256, 400	298, 400
96		256, 800	298, 700
97		256, 900	298, 900
98		257, 200	299, 300
99		257, 400	299, 600
100		257, 800	299, 900
101		257, 900	300, 400
102		258, 200	300, 700
103		258, 400	301, 000
104		258, 700	301, 400
105		258, 800	301, 800
106		259, 100	302, 100
107		259, 300	302, 400
108		259, 600	302, 600
109		259, 800	302, 900
110		260, 000	303, 300
111		260, 300	303, 500
112		260, 600	303, 800
113		260, 800	304, 100
114		260, 900	
115		261, 200	
116		261, 500	
117		261, 700	
118		261, 800	
119		262, 100	
120		262, 300	
121		262, 600	
122		262, 800	
123		263, 000	
124		263, 300	
125		263, 500	

備考 この表は、給与条例別表第1の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第2 医療技術職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	167,200	199,500	228,200	244,000
2	168,900	200,500	228,900	244,600
3	170,700	201,600	229,500	245,200
4	172,400	202,700	230,200	245,800
5	174,100	203,700	230,800	246,400
6	175,800	204,600	231,500	247,000
7	177,400	205,400	232,100	247,500
8	178,900	206,200	232,700	248,100
9	180,400	207,100	233,300	248,800
10	182,000	208,000	234,000	249,400
11	183,600	208,900	234,600	250,000
12	185,300	209,900	235,300	250,500
13	186,700	210,900	236,000	251,000
14	188,400	211,900	236,600	251,900
15	190,200	212,900	237,200	252,900
16	192,000	213,900	237,900	253,900
17	193,700	214,700	238,600	254,800
18	194,600	215,500	239,200	255,800
19	195,500	216,400	239,900	256,700
20	196,400	217,300	240,500	257,700
21	197,300	218,200	241,100	258,700
22	198,000	218,900	241,900	259,700
23	198,700	219,600	242,600	260,700
24	199,400	220,300	243,200	261,600
25	200,100	220,900	243,800	262,600
26	200,900	221,600	244,500	263,600
27	201,600	222,300	245,300	264,500
28	202,400	222,900	245,900	265,500
29	203,000	223,500	246,500	266,500
30	203,700	224,200	247,400	267,500
31	204,300	224,800	248,100	268,500
32	205,000	225,500	249,000	269,500
33	205,500	226,200	249,800	270,400
34	206,000	226,800	250,700	271,300
35	206,600	227,300	251,500	272,300
36	207,200	228,000	252,300	273,300
37	207,800	228,700	253,100	274,300
38	208,300	229,400	253,900	275,300
39	208,800	230,100	254,800	276,400
40	209,300	230,700	255,600	277,400

41	209,800	231,200	256,400	278,100
42	210,300	231,900	257,400	279,100
43	210,800	232,600	258,300	280,100
44	211,200	233,100	259,200	281,100
45	211,500	233,700	260,000	281,900
46	212,000	234,400	260,900	282,700
47	212,400	235,100	261,800	283,600
48	212,700	235,600	262,700	284,300
49	213,000	236,200	263,600	285,100
50	213,400	236,800	264,400	285,800
51	213,900	237,300	265,300	286,600
52	214,300	237,900	266,300	287,400
53	214,500	238,500	267,100	287,800
54	214,800	239,000	267,900	288,500
55	215,000	239,600	268,700	289,100
56	215,300	240,100	269,600	289,900
57	215,500	240,600	270,300	290,500
58	215,800	241,200	271,200	290,700
59	216,000	241,800	272,000	291,000
60	216,300	242,300	272,700	291,500
61	216,500	242,700	273,500	292,000
62	216,800	243,200	274,100	292,600
63	217,000	243,800	274,700	293,200
64	217,300	244,300	275,200	293,700
65	217,500	244,700	275,700	294,300
66	217,800	245,200	276,200	294,700
67	218,000	245,800	276,700	295,200
68	218,300	246,300	277,200	295,700
69	218,500	246,800	277,700	295,900
70	218,800	247,300	277,900	296,400
71	219,000	247,800	278,200	296,700
72	219,200	248,300	278,600	297,100
73	219,300	248,800	279,100	297,500
74	219,600	249,200	279,600	297,900
75	219,800	249,500	280,000	298,400
76	220,000	249,900	280,300	298,700
77	220,200	250,100	280,800	298,900
78	220,400	250,400	281,200	299,200
79	220,700	250,500	281,600	299,400
80	220,800	250,800	282,000	299,600
81	221,000	251,000	282,400	300,000
82	221,300	251,200	282,600	300,300
83	221,500	251,400	282,800	300,500
84	221,700	251,700	283,100	300,800
85	221,800	251,900	283,400	301,100

86		252,000	283,700	301,400
87		252,200	284,000	301,600
88		252,400	284,200	301,900
89		252,700	284,500	302,200
90		252,900	284,600	302,400
91		253,000	285,000	302,600
92		253,200	285,200	302,900
93		253,500	285,400	303,100
94		253,700	285,600	303,400
95		253,900	285,900	303,800
96		254,100	286,000	304,100
97		254,400	286,200	304,500
98		254,500	286,500	304,800
99		254,700	286,700	305,200
100		254,900	286,900	305,500
101		255,200	287,000	305,900
102		255,400	287,200	306,300
103		255,500	287,500	306,600
104		255,800	287,700	306,900
105		256,000	287,900	307,300
106			288,100	
107			288,500	
108			288,800	
109			289,000	
110			289,200	
111			289,500	
112			289,900	
113			290,000	
114			290,300	
115			290,600	
116			291,000	
117			291,100	
118			291,400	
119			291,700	
120			292,000	
121			292,200	

備考 この表は、給与条例別表第5のイの表の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3 看護職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 184,400	円 211,900	円 244,500
2	186,000	213,600	244,900
3	187,500	215,400	245,300

4	188, 900	217, 300	245, 700
5	190, 300	219, 100	246, 000
6	191, 900	219, 900	246, 500
7	193, 400	220, 600	246, 900
8	194, 800	221, 300	247, 200
9	196, 200	222, 000	247, 500
10	197, 800	222, 900	248, 000
11	199, 400	223, 800	248, 400
12	201, 000	224, 600	248, 800
13	202, 500	225, 200	249, 100
14	204, 100	225, 800	249, 500
15	205, 800	226, 400	249, 900
16	207, 400	227, 100	250, 300
17	209, 100	228, 000	250, 700
18	210, 800	228, 700	251, 000
19	212, 500	229, 500	251, 400
20	214, 200	230, 200	251, 800
21	215, 800	231, 100	252, 200
22	216, 800	231, 900	252, 500
23	217, 700	232, 600	252, 900
24	218, 600	233, 500	253, 300
25	219, 500	234, 100	253, 700
26	220, 200	234, 900	254, 200
27	220, 900	235, 600	254, 800
28	221, 600	236, 400	255, 400
29	222, 300	237, 200	255, 900
30	222, 800	237, 800	256, 500
31	223, 400	238, 400	257, 100
32	224, 000	239, 000	257, 800
33	224, 700	239, 500	258, 400
34	225, 200	240, 000	259, 000
35	225, 700	240, 400	259, 600
36	226, 100	240, 700	260, 200
37	226, 600	241, 000	260, 800
38	227, 200	241, 500	261, 400
39	227, 700	242, 000	262, 100
40	228, 300	242, 300	262, 800
41	228, 900	242, 600	263, 300
42	229, 400	243, 000	264, 000
43	230, 000	243, 400	264, 800
44	230, 500	243, 800	265, 600
45	231, 200	244, 200	266, 300
46	231, 700	244, 500	267, 100
47	232, 300	245, 000	267, 900
48	232, 800	245, 300	268, 700

49	233, 200	245, 700	269, 400
50	233, 600	246, 000	270, 200
51	234, 000	246, 500	271, 000
52	234, 300	246, 900	271, 800
53	234, 600	247, 200	272, 500
54	235, 000	247, 500	273, 200
55	235, 300	248, 000	274, 100
56	235, 600	248, 300	274, 800
57	236, 000	248, 700	275, 600
58	236, 300	249, 300	276, 300
59	236, 600	249, 900	277, 100
60	236, 800	250, 400	277, 900
61	237, 100	251, 000	278, 600
62	237, 500	251, 800	279, 600
63	237, 800	252, 500	280, 600
64	238, 100	253, 100	281, 600
65	238, 300	253, 700	282, 100
66	238, 600	254, 400	283, 100
67	239, 000	255, 100	284, 000
68	239, 200	255, 800	284, 700
69	239, 600	256, 400	285, 600
70	240, 000	257, 100	286, 200
71	240, 300	257, 900	287, 100
72	240, 600	258, 500	288, 000
73	240, 900	259, 300	289, 000
74	241, 300	259, 900	290, 000
75	241, 700	260, 700	290, 900
76	242, 100	261, 400	291, 800
77	242, 500	262, 100	292, 700
78	243, 000	262, 800	293, 600
79	243, 500	263, 700	294, 400
80	243, 800	264, 400	295, 400
81	244, 200	264, 800	296, 100
82	244, 500	265, 500	296, 900
83	245, 000	266, 300	297, 700
84	245, 400	266, 900	298, 500
85	245, 700	267, 600	299, 300
86	246, 000	268, 300	299, 900
87	246, 500	269, 200	300, 600
88	246, 900	270, 000	301, 300
89	247, 200	270, 700	301, 800
90	247, 600	271, 600	302, 300
91	248, 000	272, 400	302, 800
92	248, 500	273, 200	303, 300
93	248, 900	273, 900	303, 600

94	249, 200	274, 500	303, 900
95	249, 600	275, 100	304, 300
96	250, 100	275, 600	304, 700
97	250, 600	276, 000	305, 100
98	251, 000	276, 200	305, 400
99	251, 400	276, 600	305, 800
100	251, 900	277, 100	306, 200
101	252, 200	277, 500	306, 400
102	252, 600	277, 900	306, 800
103	252, 900	278, 400	307, 100
104	253, 300	278, 800	307, 300
105	253, 600	279, 100	307, 700
106	253, 900	279, 600	308, 100
107	254, 300	280, 000	308, 500
108	254, 500	280, 400	308, 900
109	254, 700	280, 700	309, 300
110	254, 900	281, 000	309, 800
111	255, 100	281, 200	310, 200
112	255, 400	281, 500	310, 500
113	255, 600	281, 700	310, 800
114	255, 800	282, 100	311, 200
115	256, 000	282, 300	311, 600
116	256, 200	282, 600	312, 000
117	256, 400	282, 700	312, 300
118	256, 600	283, 000	312, 700
119	256, 900	283, 200	313, 200
120	257, 100	283, 400	313, 600
121	257, 400	283, 600	313, 800
122	257, 600	283, 800	314, 200
123	257, 900	284, 100	314, 700
124	258, 100	284, 300	315, 100
125	258, 300	284, 500	315, 300
126	258, 400	284, 700	
127	258, 700	285, 000	
128	259, 000	285, 100	
129	259, 200	285, 300	
130	259, 400	285, 500	
131	259, 700	285, 700	
132	260, 000	285, 900	
133	260, 200	286, 100	
134	260, 400	286, 500	
135	260, 700	286, 800	
136	260, 900	287, 100	
137	261, 100	287, 400	
138	261, 300	287, 700	

139	261,600	288,000	
140	261,800	288,400	
141	262,000	288,600	
142	262,300	289,000	
143	262,600	289,200	
144	262,800	289,500	
145	263,000	289,800	
146	263,200	290,100	
147	263,400	290,500	
148	263,700	290,800	
149	263,800	291,000	
150	264,000	291,400	
151	264,300	291,700	
152	264,500	292,000	
153	264,800	292,300	
154	265,000	292,600	
155	265,200	293,000	
156	265,400	293,300	
157	265,700	293,500	

備考 この表は、給与条例別表第5のウの表の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第6条まで、第8条及び第10条の規定、第11条中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）、第12条並びに第13条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

##### (給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員及び給与条例第16条の14の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条、知事等条例第2条若しくは第4条又は特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（以下「鳥取方式短時間勤務条例」という。）第7条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「令和7年改正給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）並びに第15条の規定による改正後の鳥取方式短時間勤務条例（次項において「改正後の鳥取方式短時間勤務条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内扱)

3 令和7年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例の規定又は改正後の鳥取方式短時間勤務条例を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給

与条例、第7条の規定による改正前の任期付研究員条例、第9条の規定による改正前の任期付職員条例、第11条の規定による改正前の知事等条例の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）又は第15条の規定による改正前の鳥取方式短時間勤務条例に基づいて支給された給与は、それぞれ令和7年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の鳥取方式短時間勤務条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。